

議案第 37 号

南あわじ市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定に
ついて

南あわじ市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

南あわじ市個人情報保護審査会条例（令和 4 年南あわじ市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「(議会を除く。)」を「及び南あわじ市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年南あわじ市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第 45 条の規定により審査会に諮問をした議会」に改め、同条第 2 項中「保有個人情報をいう。）」の次に「及び議会個人情報保護条例第 25 条第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 42 条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第 2 条第 4 項に規定する保有個人情報をいう。）」を加える。

第 3 条に次の 2 号を加える。

- (3) 議会個人情報保護条例第 45 条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (4) 議会個人情報保護条例第 50 条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市個人情報保護審査会条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「諮問庁」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（<u>議会を除く。</u>）をいう。</p> <p>2 この条例において、「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 次に掲げる事務を行うため、市に、南あわじ市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「諮問庁」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関及び南あわじ市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年南あわじ市条例第 号。以下「<u>議会個人情報保護条例</u>」という。）第45条の規定により審査会に諮問をした議会をいう。</p> <p>2 この条例において、「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）<u>及び議会個人情報保護条例第25条第1項、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）</u>をいう。</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 次に掲げる事務を行うため、市に、南あわじ市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>議会個人情報保護条例第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</u></p>	

第4条以下 略

(4) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議
すること。

第4条以下 略

議案第38号

南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月8日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南あわじ市国民健康保険税条例（平成 17 年南あわじ市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

附則第 19 項中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 12 月 25 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市国民健康保険税条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>附 則</p> <p>1～18 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等の国民健康保険税の減免)</p> <p>19 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規則で定めるところにより、平成31年度分から令和4年度分までの国民健康保険税(令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付(国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。)の支払日)が設定されているもの)に限り、被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められている国民健康保険税を除く。)を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>20以下 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～18 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等の国民健康保険税の減免)</p> <p>19 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規則で定めるところにより、平成31年度分から令和4年度分までの国民健康保険税(令和2年2月1日から令和5年12月25日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付(国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。)の支払日)が設定されているもの)に限り、被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められている国民健康保険税を除く。)を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>20以下 略</p>	

議案第 39 号

南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例

南あわじ市介護保険条例（平成 17 年南あわじ市条例第 221 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 条第 1 項中「令和 2 年 2 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日」を「令和元年度分から令和 4 年度分までの保険料であって、令和 2 年 2 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市介護保険条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>附 則</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第11条 <u>令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限</u> (特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第16条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第12条 略</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第11条 <u>令和元年度分から令和4年度分までの保険料であって、令和2年2月1日から令和5年9月30日までの間に納期限</u>(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第16条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第12条 略</p>	